



島根県報

令和4年10月11日（火）

号外 第 121 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	10
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	11
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	11
専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	18
職員の定年等に関する規則	18
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	23
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	23
職員の再任用に関する規則を廃止する規則	23
職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	24
職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	24
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	24
定年退職者等の暫定再任用に関する規則	25
職員の高齢者部分休業に関する規則	26
職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則	27
県立学校の教育職員の給与に関する条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料に関する規則	34

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第18号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第6条に次の4項を加える。

- 3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第22条において「定年前再任用短時間勤務に係る算出率」という。）

(2) 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に係る算出率」という。）

(3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第22条において「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第22条において「任期付短時間勤務に係る算出率」という。）

- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2の2に掲げる額

- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

- 6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

第6条の2第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第1号中「再任用職員」を「次号に掲げる職員」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「額（再任用短時間勤務職員にあってはその額に再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に育児短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた額)」を「額に、定年前再任用短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」に改める。

第11条の7中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条の9第2項中「又は任期付職員条例第10条第1項」を「、任期付職員条例第10条第1項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年島根県条例第31号）第4条第2項」に改める。

第12条の11の10第2号中「再任用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日における採用）」を「定年前再任用（法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定による採用であって、法の規定により退職した日の翌日におけるもの）」に改める。

第12条の15の6第2項第7号中「再任用に」を「定年前再任用に」に、「当該再任用」を「当該定年前再任用」に改める。

第13条の2第2項第1号イ及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の3の2第1項第1号中「条例第7条の2第1項に規定する管理職員」を「次号に掲げる職員以外の管理職員（条例第7条の2第1項に規定する管理職員をいう。以下同じ。）」に、「当該管理職員」を「次に掲げる当該管理職員」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る別表第3の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 11,000円
- イ 2種 9,000円
- ウ 3種 7,000円
- エ 4種及び5種 5,000円
- オ 6種 3,000円

第15条の3の3第1項中「当該管理職員の占める職に係る別表第3の区分欄に定める」を「職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る別表第3の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 6,000円
- イ 2種 5,000円
- ウ 3種 4,000円
- エ 4種及び5種 3,000円
- オ 6種 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る別表第3の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 5,500円
- イ 2種 4,500円
- ウ 3種 3,500円
- エ 4種及び5種 2,500円
- オ 6種 1,500円

第16条第4項に次の1号を加える。

(8) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

第17条第5項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

第17条第6項第1号中「再任用職員」を「次号に掲げる職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用

短時間勤務職員」に改める。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務に係る算出率」に改める。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算)

第23条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員 条例第4条第11項
- (2) 育児短時間勤務職員等 育児休業条例第13条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第4条第3項、第4項、第6項又は第7項
- (3) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員 育児休業条例第23条の規定により読み替えられた条例第4条第3項、第4項、第6項又は第7項
- (4) 任期付短時間勤務職員 任期付職員条例第10条第1項の規定により読み替えられた条例第4条第3項、第4項、第6項又は第7項

附則第2項中「附則別表」を「附則別表第1」に改める。

附則に次の8項を加える。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

- 8 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の管理職手当)

- 9 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の2第3項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の初任給調整手当)

- 10 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の10第2項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第2項及び第3項中「別表第4」とあるのは、「附則別表第2」とする。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の特勤手当等)

- 11 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、第12条の17第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）及び同日に受けていた」とする。

- 12 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第12条の17第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特勤手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

- 13 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であったものに対する第12条の18第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）及び同日に受けていた」とする。

- 14 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第12条の18第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの

特地勤務手当に準ずる手当の月額、前項並びに同条第3項及び同条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当)

- 15 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第15条の3の2第1項第1号及び第15条の3の3第1項第1号の規定の適用については、当分の間、第15条の3の2第1項第1号及び第15条の3の3第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

附則別表中「附則別表」を「附則別表（附則第2項関係）」に改め、同表を附則別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

附則別表第2（附則第10項関係）

期間の区分	職員の区分	
	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	35,560	42,000
1年以上2年未満	35,560	42,000
2年以上3年未満	35,560	42,000
3年以上4年未満	35,560	39,200
4年以上5年未満	35,560	36,400
5年以上6年未満	35,560	33,600
6年以上7年未満	34,300	30,100
7年以上8年未満	33,040	26,600
8年以上9年未満	31,780	23,100
9年以上10年未満	30,520	19,600
10年以上11年未満	29,260	16,100
11年以上12年未満	28,000	12,600
12年以上13年未満	26,740	9,100
13年以上14年未満	25,480	5,600
14年以上15年未満	24,500	2,100
15年以上16年未満	23,520	
16年以上17年未満	22,540	
17年以上18年未満	21,560	
18年以上19年未満	20,580	
19年以上20年未満	19,600	
20年以上21年未満	18,620	
21年以上22年未満	18,200	
22年以上23年未満	17,780	
23年以上24年未満	17,080	
24年以上25年未満	16,660	
25年以上26年未満	16,240	
26年以上27年未満	15,820	
27年以上28年未満	15,400	
28年以上29年未満	14,840	

29年以上30年未満	14,630
30年以上31年未満	14,350
31年以上32年未満	13,930
32年以上33年未満	13,300
33年以上34年未満	12,670
34年以上35年未満	12,180

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第6条の5第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

別表第1中「第6条関係」を「第6条第1項—第3項関係」に改める。

別表第2中「第6条関係」を「第6条第4項第1号関係」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第6条第4項第2号関係）

定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額の調整基本額表

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,662円
2 級	6,492円
3 級	7,698円
4 級	8,284円
5 級	8,739円
6 級	9,505円
7 級	10,763円
8 級	11,762円
9 級	13,304円

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,285円
2 級	7,638円
3 級	7,758円
4 級	8,706円
5 級	9,204円
6 級	9,629円
7 級	10,341円
8 級	11,400円
9 級	12,353円

ウ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,886円
2 級	10,158円

3級	11,790円
4級	13,980円

エ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,692円
2級	6,495円
3級	7,345円
4級	7,750円
5級	8,510円
6級	9,738円
7級	11,011円

オ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	7,092円
2級	7,704円
3級	7,922円
4級	8,229円
5級	8,721円
6級	9,840円
7級	11,180円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 令和3年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
 - (2) 令和5年旧地公法 令和3年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
 - (3) 令和4年改正条例 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）をいう。
 - (4) 改正後の規則 この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則をいう。
 - (5) 改正前の規則 この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則をいう。
 - (6) 施行日 この規則の施行の日をいう。
 - (7) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。
 - (8) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。
 - (9) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。
 - (10) 旧地公法再任用職員 施行日前に、令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(暫定再任用職員の給料の調整額に関する経過措置)

- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第6条第4項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第6条第3項及び第4項の規

定を適用する。

- 5 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。）第7条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第3条に規定する年齢（令和4年改正条例附則第18項各号に規定する職にあつては、令和4年改正条例附則第19項に規定する年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第6条及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の規則第6条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。
- 6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
 - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）
施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとした場合に令和4年改正条例第2条の規定による改正前の給与条例（次号において「令和5年旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなつた場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和5年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- ア 給料表の適用を異にする異動をした場合
- イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地公法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧地公法再任用職員になつたとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和5年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）
- （暫定再任用職員の管理職手当に関する経過措置）
- 7 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する改正後の規則第6条の2第3項の規定の適用については、同項第1号中「別表第3の2」とあるのは、「別表第3の3」とする。
- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第6条の2第3項の規定を適用する。
- （暫定再任用職員の通勤手当に関する経過措置）
- 9 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員であつて、職

員の給与の支給に関する規則第12条の11の10第1号に規定する常例にあるものは、給与条例第10条第4項第1号の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定による採用（令和5年旧地公法第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧地公法第28条の3又は令和3年改正地公法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項若しくは第15項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
 - (2) 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項若しくは第16項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 10 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に対する改正後の規則第12条の11の10の規定の適用については、同条第2号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

（暫定再任用職員等の単身赴任手当に関する経過措置）

- 11 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、職員の給与の支給に関する規則第12条の15の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第12条の15の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定による採用（令和5年旧地公法第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧地公法第28条の3又は令和3年改正地公法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項若しくは第15項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項若しくは第16項による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

- 12 施行日前に、令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員については、改正前の規則第12条の15の6第2項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（暫定再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当に関する経過措置）

- 13 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第13条の2第2項の規定を適用する。

（暫定再任用職員の管理職員特別勤務手当に関する経過措置）

- 14 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第15条の3の2第1項及び第15条の3の3第1項の規定を適用する。

(暫定再任用職員の勤勉手当に関する経過措置)

- 15 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第17条第6項の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員の農林漁業普及指導手当に関する経過措置)

- 16 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第18条第2項の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

- 17 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第22条の規定を適用する。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

- 18 令和4年改正条例附則第30項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の特数計算)

- 19 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第31項

(2) 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第30項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第29項

(雑則)

- 20 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第19号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「再任用職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、育児短時間勤務職員等（条例第5条第1項に規定する育児短時間勤務職員等）」を「及び育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員）」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第3条の4中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第6条第6項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、この規則による改正後の職員の休日及び休暇に関する規則第3条の2第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び同

規則第6条第6項の規定を適用する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第20号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務教育職員等」を「定年前再任用短時間勤務教育職員等」に、「再任用教育職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「、育児短時間勤務教育職員等（条例第6条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等）」を「及び育児短時間勤務教育職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員）」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務教育職員等」を「定年前再任用短時間勤務教育職員等」に改める。

第3条の4中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第6条第6項中「再任用短時間勤務教育職員等」を「定年前再任用短時間勤務教育職員等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用短時間勤務教育職員に関する経過措置）
- 2 暫定再任用短時間勤務教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第40項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員をいう。）は、この規則による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則第3条の2第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、同項及び同規則第6条第6項の規定を適用する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第21号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

（給料の調整額）

- 第26条** 条例第17条に定める給料の調整を行う職は、別表第11の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教育職員欄に掲げる教育職員の占める職とする。
- 2 教育職員（次項に掲げる教育職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
 - 3 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。） 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。） 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務に係る算出率」という。）
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員（以下「育児短時間勤務教育職員等」という。） 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に係る算出率」という。）
- (3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された教育職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。） 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）
- (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された教育職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。） 勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付短時間勤務に係る算出率」という。）
- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる教育職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。
- (1) 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第11の2に掲げる額
- (2) 前項第1号に掲げる教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第11の3に掲げる額
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。
- 6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。
- 第33条第2項中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「再任用短時間勤務に」を「定年前再任用短時間勤務に」に改める。
- 第33条の2第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第1号中「再任用教育職員」を「次号に掲げる教育職員」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同項第2号中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「額（再任用短時間勤務教育職員にあってはその額に再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「額に、定年前再任用短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」に改める。
- 第35条の7中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。
- 第36条の9第2項中「又は任期付職員条例第10条第2項」を「、任期付職員条例第10条第2項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年島根県条例第31号）第4条第3項」に改める。
- 第36条の11の10第2号中「再任用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日における採用）」を「定年前再任用（法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定による採用であつて、法の規定により退職した日の翌日におけるもの）」に改める。
- 第36条の15の6第2項第7号中「再任用に」を「定年前再任用に」に、「当該再任用」を「当該定年前再任用」に改める。
- 第38条の2第1項第1号中「条例第17条の2第1項に規定する管理職員」を「次号に掲げる教育職員以外の管理職員

(条例第17条の2第1項に規定する管理職員をいう。以下同じ。)」に、「当該管理職員」を「次に掲げる当該管理職員」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 定年前再任用短時間勤務教育職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る別表第13の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 3種 7,000円
 - イ 4種及び5種 5,000円
 - ウ 6種 3,000円

第38条の2の2第1項中「当該管理職員の占める職に係る別表第13の区分欄に定める」を「教育職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる教育職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る別表第13の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 3種 4,000円
 - イ 4種及び5種 3,000円
 - ウ 6種 2,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務教育職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る別表第13の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 3種 3,500円
 - イ 4種及び5種 2,500円
 - ウ 6種 2,000円

第40条第4項に次の1号を加える。

- (8) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

第41条第5項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

第41条第6項第1号中「再任用教育職員」を「次号に掲げる教育職員」に改め、同項第2号中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第43条第1項中「再任用教育職員」及び「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「再任用短時間勤務に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務に係る算出率」に改める。

第52条を第53条とし、第51条の2の次に次の1条を加える。

(定年前再任用短時間勤務教育職員等の給料月額の端数計算)

第52条 次の各号に掲げる教育職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教育職員の給料月額とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務教育職員 条例第12条
- (2) 育児短時間勤務教育職員等 育児休業条例第14条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第6条第1項、第2項又は第11条第2項及び第3項
- (3) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員 育児休業条例第24条の規定により読み替えられた条例第6条第1項、第2項又は第11条第2項及び第3項
- (4) 任期付短時間勤務教育職員 任期付職員条例第10条第2項の規定により読み替えられた条例第6条第1項、第2項又は第11条第2項及び第3項

附則に次の8項を加える。

(条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額)

17 条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員に対する第26条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中

「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

（条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員の管理職手当）

- 18 条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員に対する第33条の2第3項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

（条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員の特勤勤務手当等）

- 19 条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員であって、第36条の17第2項各号に定める日において当該教育職員以外の教育職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）及び同日に受けていた」とする。

- 20 条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員のうち、第36条の17第3項各号又は第4項各号に掲げる教育職員であるものの同条第1項の特勤手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

- 21 条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員であって、条例第21条の3第1項に規定する異動又は学校の移転の日において当該教育職員以外の教育職員であったものに対する第36条の18第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）及び同日に受けていた」とする。

- 22 条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員のうち、第36条の18第3項各号又は第4項各号に掲げる教育職員であるものの特勤勤務手当に準ずる手当の月額は、前項並びに同条第3項及び同条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員の管理職員特別勤務手当）

- 23 条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員に対する第38条の2第1項第1号及び第38条の2の2第1項第1号の規定の適用については、当分の間、第38条の2第1項第1号及び第38条の2の2第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

（条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別手当）

- 24 条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員に対する第43条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

別表第11中「第26条関係」を「第26条第1項—第3項関係」に改める。

別表第11の2中「第26条関係」を「第26条第4項第1号関係」に改める。

別表第11の2の次に次の1表を加える。

別表第11の3（第26条第4項第2号関係）

定年前再任用短時間勤務教育職員の給料の調整額の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1級	7,059円
2級	8,275円
特2級	9,140円
3級	10,220円
4級	12,525円

別表第17再任用教育職員以外の教育職員の項及び再任用教育職員の項中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 令和5年旧地公法 令和3年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。

(3) 令和4年改正条例 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）をいう。

(4) 改正後の規則 この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則をいう。

(5) 改正前の規則 この規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則をいう。

(6) 施行日 この規則の施行の日をいう。

(7) 暫定再任用教育職員 令和4年改正条例附則第38項に規定する暫定再任用教育職員をいう。

(8) 暫定再任用短時間勤務教育職員 令和4年改正条例附則第40項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員をいう。

(9) 定年前再任用短時間勤務教育職員 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教育職員をいう。

(10) 旧地公法再任用教育職員 施行日前に、令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員をいう。

(暫定再任用教育職員の給料の調整額に関する経過措置)

3 暫定再任用教育職員（暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第26条第4項の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第26条第3項及び第4項の規定を適用する。

5 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立条例」という。）第17条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定により採用された教育職員（次項において「特定暫定再任用教育職員」という。）のうち、当該職に係る令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第3条に規定する年齢（令和4年改正条例附則第18項各号に規定する職にあっては、令和4年改正条例附則第19項に規定する年齢）に達した日が施行日の前日以前である教育職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第26条及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該教育職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務教育職員にあってはその額に改正後の規則第26条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる教育職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用教育職員であった教育職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員（第3号に掲げる教育職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用教育職員（次号に掲げる教育職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用教育職員になったとした場合に令和4年改正条例第3条の規定による改正前の県立条例（次号において「令和5年旧県立条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第26条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用教育職員（給料の調整額適用職以外の職を占める教育職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める教育職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用教育職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、令和5年旧県立条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 教育職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地公法再任用教育職員でなかった者にあつては同日に旧地公法再任用教育職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和5年旧県立条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（暫定再任用教育職員の管理職手当に関する経過措置）

7 暫定再任用教育職員（暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。）に対する改正後の規則第33条の2第3項の規定の適用については、同項第1号中「別表第13の2」とあるのは、「別表第13の3」とする。

8 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第33条の2第3項の規定を適用する。

（暫定再任用教育職員の通勤手当に関する経過措置）

9 次に掲げる事由が生じた暫定再任用教育職員のうち、県立条例第20条第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員であつて、県立学校の教育職員の給与に関する規則第36条の11の10第1号に規定する常例にあるものは、県立条例第20条第4項第1号の同条第3項の規定による通勤手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員とする。

(1) 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定による採用（令和5年旧地公法第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧地公法第28条の3又は令和3年改正地公法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項若しくは第15項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項若しくは第16項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

10 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教育職員に対する改正後の規則第36条の11の10の規定の適用については、同条第2号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

(暫定再任用教育職員の単身赴任手当に関する経過措置)

11 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、県立学校の教育職員の給与に関する規則第36条の15の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教育職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する学校に通勤することが同規則第36条の15の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用教育職員は、県立条例第20条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員とする。

(1) 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定による採用（令和5年旧地公法第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧地公法第28条の3又は令和3年改正地公法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項若しくは第15項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項、第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項若しくは第16項による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

12 施行日前に、令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をされた教育職員については、改正前の規則第36条の15の6第2項第7号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(暫定再任用教育職員の管理職員特別勤務手当に関する経過措置)

13 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第38条の2第1項及び第38条の2の2第1項の規定を適用する。

(暫定再任用教育職員の勤勉手当に関する経過措置)

14 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第41条第6項の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務教育職員の義務教育等教員特別手当に関する経過措置)

15 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第43条第1項の規定を適用する。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用教育職員への準用)

16 令和4年改正条例附則第39項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用教育職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務教育職員等の給料月額端数の端数計算)

17 次の各号に掲げる教育職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教育職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務教育職員 令和4年改正条例附則第40項

(2) 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用教育職員 令和4年改正条例附則第39項（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第38項

(雑則)

18 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第22号

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

専門的教育職員の給与の特例に関する規則（昭和51年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、「（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」、「（以下「育児短時間勤務に係る算出率」という。）」及び「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「額（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用職員の管理職手当に関する経過措置）
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。）のうち常時勤務を要する職を占める者に対するこの規則による改正後の専門的教育職員の給与の特例に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第5条第2項の規定の適用については、同項第1号中「別表第3」とあるのは、「別表第4」とする。
（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、改正後の規則第5条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第23号

職員の定年等に関する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年島根県人事委員会規則第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 定年制度（第3条―第7条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第8条―第15条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第16条―第20条）

第5章 雑則（第21条―第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職 条例第2条の規定により退職することをいう。
- (2) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- (3) 勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。
- (4) 定年前再任用 条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。
- (5) 定年前再任用希望者 定年前再任用をされることを希望する者をいう。

第2章 定年制度

（異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務延長の期限の延長の承認）

第3条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書又は同条第2項の人事委員会の承認を得ようとするときは、人事委員会が別に定める申請書に次条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第4条 条例第4条第3項又は第4項に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得なければならない。

（勤務延長職員の異動）

第5条 任命権者は、勤務延長職員を異動させる必要がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

（勤務延長等に係る辞令の交付）

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

（勤務延長に関する報告）

第7条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長（条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の事由及び期限の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第8条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等によ

り当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長の承認)

第9条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の人事委員会の承認を得ようとするときは、人事委員会が別に定める申請書に第13条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第10条 条例第9条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校及び市町村立学校の校長、副校長、教頭及び主幹教諭の職、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第3項の規定により県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）別表第1又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特2級以上であるものが占める職並びに人事委員会が別に定める職とする。

(条例第9条第3項又は第4項の規定による任用)

第11条 条例第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第12条 任命権者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第13条 条例第10条の職員の同意は、適切な時期に書面によって得なければならない。

(降任等に係る辞令の交付)

第14条 任命権者は、条例第8条第1項の他の職への降任をする場合には、辞令を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付しなければならない。

(1) 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合

(2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(異動期間の延長に関する報告)

第15条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第16条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

2 年齢60年以上退職者（条例第12条に規定する年齢60年以上退職者をいう。）が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第17条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用希望者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
 - (2) 定年前再任用を行う日
 - (3) 定年前再任用に係る勤務地
 - (4) 定年前再任用をされた場合の給与
 - (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 2 前項の同意は、当該職員が明示された事項に同意する旨を示した文書の提出により、定年前再任用を行う前の適切な時期に行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第18条 条例第12条及び第13条第1項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る辞令の交付)

第19条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）が当然に退職する場合

(定年前再任用に関する報告)

第20条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(情報の提供)

第21条 条例附則第4項又は第5項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

- (1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
- (3) 職員の給与に関する条例附則第10項から第19項までの規定、県立学校の教育職員の給与に関する条例附則第13項から第20項までの規定、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例附則第10項から第16項までの規定、島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）附則第4項及び第5項の規定又は島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）附則第8項及び第9項の規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
- (4) 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）附則第18項から第21項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から条例第2条に規定する定年退職日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に定年退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第4項又は第5項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

(勤務の意思の確認)

第22条 任命権者は、条例附則第4項及び第5項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

2 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権者が必要と認める事項

(雑則)

第23条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年改正条例附則第2項の規定による勤務についての準用)

2 第3条から第6条までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第2項の規定による勤務について準用する。

(令和4年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職及び職員)

3 令和4年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年(令和4年改正条例附則第3項に規定する新定年条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 令和4年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(令和4年改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

5 令和4年改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(令和4年改正条例附則第14項に規定する新定年条例定年相当年齢をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年条例定年相当年齢が条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

6 令和4年改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

7 令和4年改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第5項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第24号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）

第27条第3項第1号中「又は再任用職員若しくは」を「、定年前再任用短時間勤務職員が勤務を開始した場合又は」に改め、「再任用職員又は」を削り、同項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則第27条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び同条第3項の規定を適用する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第25号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の再任用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第26号

職員の再任用に関する規則を廃止する規則

職員の再任用に関する規則（平成13年島根県人事委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度における再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）及び再任用の任期の更新については、この規則による廃止前の職員の再任用に関する規則第5条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第27号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 令和17年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条の規定の適用については、同項第2号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第6項、第7項、第13項若しくは第14項」とする。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第28号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成20年島根県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号イ中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第29号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

定年退職者等の暫定再任用に関する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第30号

定年退職者等の暫定再任用に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。以下この条及び第4条において「令和4年改正条例」という。）附則第25項の規定に基づき、定年退職者等（令和4年改正条例附則第6項、第7項又は第11項から第16項までに規定する者をいう。次条及び第4条において同じ。）の暫定再任用（令和4年改正条例附則第6項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（総則）

第2条 暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項）

第3条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用に係る勤務地
- (4) 暫定再任用をされた場合の給与
- (5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

（暫定再任用の選考に用いる情報）

第4条 令和4年改正条例附則第6項、第7項及び第11項から第16項までに規定する人事委員会規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（辞令の交付）

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方

法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用をされた職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職する場合
(報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
- (2) 前年度における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況
(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、暫定再任用の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 第3条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第31号

職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年島根県条例第31号。第3条及び第4条において「条例」という。）第8条の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第2条 高齢者部分休業の承認の申請は、人事委員会が別に定める申請書により、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

- 2 任命権者は、前項の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。

(休業時間の延長の申請手続)

第3条 条例第6条の休業時間の延長の申請は、人事委員会が別に定める申請書により、休業時間の延長をしようとする日の1月前までに行うものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 条例第7条第1項に規定する職員の同意は、書面によって得なければならない。

- 2 条例第7条第2項の規定による職員の申出は、人事委員会が別に定める申出書により、高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮を受けようとする日の1月前までに行うものとする。
- 3 第2条第2項の規定は、前項の申出について準用する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第32号

職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。）附則第19項の規定に基づき、附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 職員の定年に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた職員であって、給与条例附則第12項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第10項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第18から別表第24までに定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 給与条例第4条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第12項及び第14項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第12項及び第14項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）又は警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日又は給与条例附則第14項に規定する任命をされた日（以下この条において「任命日」という。）以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格をした職員

ウ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任をされた職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当

該職員について適用される第4条基礎給料月額、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任職員であって、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

（降任相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

- 第7条** 降任相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任相当転任日（当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特

定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- (3) 降任相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (4) 降任相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任相当転任日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 仮定異動期間末日から降任相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつ

て、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第10条 初任給規則第15条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第10項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第15条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

(4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第11条 警察法第56条の4第1項の規定による任命をされた職員のうち、任命日以後に育児短時間勤務職員等となった職員であって、次の各号に掲げる職員となり、任命日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（任命日以後に第1号又は第2号に掲げる職員となったものにあつては、任命日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に任命日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「任命日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（以下この条において「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第11条基礎給料月額と任命日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 任命日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。次号において「給与法」という。）第6条第1項に規定する公安職俸給表

- (1)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第6条第1項に規定する公安職俸給表(1)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）
- （この規則により難い場合の措置）

第12条 給与条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第33号

県立学校の教育職員の給与に関する条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立条例」という。）附則第20項の規定に基づき、附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 職員の定年に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任教育職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた教育職員であって、県立条例附則第15項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用教育職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める教育職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用教育職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める教育職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 県立条例附則第13項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 県立条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表

第18から別表第24までに定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

(7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

(8) 上限額 県立条例第4条第2項の規定により教育職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている教育職員にあっては、当該給料月額に職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

(9) その者の号給等 当該教育職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（県立条例附則第15項の人事委員会規則で定める教育職員）

第3条 県立条例附則第15項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる教育職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた教育職員（特例任用後降任教育職員を除く。）のうち、次に掲げる教育職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした教育職員

イ 異動日から特定日までの間に降格をした教育職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした教育職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した教育職員を除く。）

エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教育職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた教育職員

（他の職への降任をされた教育職員に対する県立条例附則第17項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた教育職員（特例任用後降任教育職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、次の各号に掲げる教育職員となり、特定日に県立条例附則第13項の規定により当該教育職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる教育職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる教育職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該教育職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる教育職員以外の教育職員にあっては、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる教育職員に該当する教育職員（第3項の規定の適用を受ける教育職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる教育職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、県立条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした教育職員（第4号に掲げる教育職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該教育職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした教育職員（第4号に掲げる教育職員を除く。） 異動日の前日に当該教育職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした教育職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した教育職員を除く。） 次に掲げる教育職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている教育職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる教育職員以外の教育職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教育職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員 人事委員会の定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教育職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教育職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教育職員であって同項第5号に掲げる教育職員に該当する教育職員に対する前2項の規定の適用については、当該教育職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教育職員であるものとし、当該教育職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる教育職員に該当する教育職員（前項の規定の適用を受ける教育職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、県立条例附則第17項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任教育職員に対する県立条例附則第17項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任教育職員であって、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員のうち、異動日に県立条例附則第13項の規定により当該教育職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する教育職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、県立条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教育職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任教育職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、次の各号に掲げる教育職員となり、異動日に県立条例附則第13項の規定により当該教育職員が受ける給料月額（異動日以後に第1号、第3号又は第4号に掲げる教育職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる教育職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該教育職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる教育職員以外の教育職員にあつては、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる教育職員に該当する教育職員（第3項の規定の適用を受ける教育職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げ

る教育職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、県立条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした教育職員（第4号に掲げる教育職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（教育職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした教育職員（第4号に掲げる教育職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合には、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした教育職員 次に掲げる教育職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている教育職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる教育職員以外の教育職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教育職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員 人事委員会の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教育職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教育職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教育職員であつて、第5号に掲げる教育職員に該当する教育職員に対する前2項の規定の適用については、当該教育職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教育職員であるものとし、当該教育職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる教育職員に該当する教育職員（前項の規定の適用を受ける教育職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、県立条例附則第17項の規定による給料

として支給する。

(降任相当給料表異動をした教育職員に対する県立条例附則第18項の規定による給料の支給)

第7条 降任相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の教育職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教育職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした教育職員(第1項特例任用教育職員又は第3項特例任用教育職員から降任相当給料表異動をした教育職員を除く。第4項において同じ。)であつて、降任相当転任日(当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員(第4項各号に掲げる教育職員を除く。)のうち、特定日に県立条例附則第13項の規定により当該教育職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該教育職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教育職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、県立条例附則第18項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教育職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教育職員に対する前2項の規定の適用については、当該教育職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任相当給料表異動をした教育職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、県立条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員であつて、次に掲げる教育職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、県立条例附則第18項の規定による給料として支給する。

(1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした教育職員

(2) 降任相当転任日から特定日までの間に降格をした教育職員

(3) 降任相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした教育職員(降任相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した教育職員を除く。)

(4) 降任相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教育職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員

第8条 第1項特例任用教育職員又は第3項特例任用教育職員から降任相当給料表異動をした教育職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員(第4項各号に掲げる教育職員を除く。)のうち、降任相当転任日に県立条例附則第13項の規定により当該教育職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教育職員には、降任相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、県立条例附則第18項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教育職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教育職員に対する前2項の規定の適用については、当該教育職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用教育職員又は第3項特例任用教育職員から降任相当給料表異動をした教育職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、県立条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員であって、次に掲げる教育職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、県立条例附則第18項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした教育職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任相当転任日までの間に降格（教育職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした教育職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした教育職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教育職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員

（特例任用期間降格等教育職員に対する県立条例附則第18項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等教育職員（第3項特例任用教育職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（教育職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた教育職員又は給料表異動により当該給料表異動後の教育職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教育職員の職務の級より下位の職務の級となった教育職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員（第4項各号に掲げる教育職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等教育職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に県立条例附則第13項の規定により当該教育職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員には、特例任用期間降格等教育職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、県立条例附則第18項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 特例任用期間降格等教育職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教育職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の教育職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした教育職員 特例任用期間降格等教育職員となった日の前日に特例任用期間降格等教育職員となった日において適用される給料表の適用を受ける教育職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等教育職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等教育職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教育職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員が受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教育職員が受ける給料月額との差額」とする。

- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教育職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教育職員に対する前2項の規定の適用については、当該教育職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等教育職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等教育職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、県立条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員であって、次に掲げる教育職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、県立条例附則第18項の規定による給料として支給する。
- (1) 特例任用期間降格等教育職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした教育職員
 - (2) 特例任用期間降格等教育職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の教育職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教育職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした教育職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等教育職員となった日までの間に降格（教育職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした教育職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした教育職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教育職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員

（人事交流等教育職員に対する県立条例附則第18項の規定による給料の支給）

- 第10条** 初任給規則第15条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された教育職員（以下この条において「人事交流等教育職員」という。）のうち人事交流等教育職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に教育職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等教育職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員（第4項各号に掲げる教育職員を除く。）のうち、特定日に県立条例附則第13項の規定により当該教育職員が受ける給料月額（人事交流等教育職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に教育職員であったものとして県立条例附則第13項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該教育職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に教育職員となったものとした場合に当該教育職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員には、人事交流等教育職員となった日（特定日前に人事交流等教育職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、県立条例附則第18項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教育職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等教育職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等教育職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等教育職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等教育職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、県立条例附則第13項の規定の適用を受ける教育職員であって、次に掲げる教育職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、県立条例附則第18項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用教育職員又は第3項特例任用教育職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第15条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等教育職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等教育職員となった日以後に給料表異動等をした教育職員
 - (3) 人事交流等教育職員となった日から特定日までの間に降格をした教育職員
 - (4) 人事交流等教育職員となった日（特定日前に人事交流等教育職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした教育職員
 - (5) 人事交流等教育職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教育職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員
- （この規則により難い場合の措置）

第11条 県立条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の教育職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、県立条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。